

労務 ROAD

■ 新年度チェックリスト

新年度がスタートし、数日が経ちました。今回は、新年度に行う業務のチェックポイントをご紹介します。この機会にチェックをされてみてはいかがでしょうか。

新入社員	・新入社員の雇用保険、社会保険の資格取得手続き
従業員の年齢 (※1)	・40歳：満40歳到達月から介護保険料の徴収開始 ・65歳：介護保険料は満65歳到達月から徴収なし
通勤経路	・通勤経路の確認 ・マイカー通勤申請書の更新、任意保険の加入状況確認
従業員の家族	・従業員の扶養家族の状況確認（就学・就職）、家族手当の見直し ・従業員のお子様で20歳の学生の方の年金確認 ・学生納付特例の制度を利用して保険料の猶予申請ができます。
その他	・従業員の緊急連絡先や保証人の見直し（特に单身の方） ・中退共の掛け金見直し ・外国籍社員の在留カードの在留資格、期限確認



(※1)

誕生日の前日に属する月より徴収開始、徴収の終了となるため、1日生まれの方が対象の場合はご注意ください。

Ex) 5月1日で満40歳となる従業員様→ 誕生日の前日は4月30日となるため4月分より健康保険料とともに介護保険料が徴収されます。

5月1日で満65歳となる従業員様→ 誕生日の前日は4月30日となるため4月分より介護保険料の徴収がされなくなります。

■ 5月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

厚生労働省より、雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金についての5月以降の方針が発表されましたので以下にご紹介させていただきます。

今後の感染者数により内容に変更が生じた場合は改めてご案内をさせていただきます。ご不明な事がございます際は、お気軽にお問い合わせください。

雇用調整助成金等

休業支援金

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)

		～4月末	5月・6月			～4月末	5月・6月
中小企業	原則的な措置 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (9/10) 13,500円	中小企業	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例 (※1)	-	4/5 (10/10) 15,000円		地域特例 (※4)	-	8割 11,000円
	業況特例(※2) 【全国】	-	4/5 (10/10) 15,000円		大企業(※3)	原則的な措置 【全国】	8割 11,000円
大企業	原則的な措置 【全国】	2/3 (3/4) 15,000円	2/3 (3/4) 13,500円	地域特例 (※4)	-	8割 11,000円	
	地域特例 (※1)	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円				
	業況特例(※2) 【全国】	4/5 (10/10) 15,000円	4/5 (10/10) 15,000円				

(※1) ～4月末：緊急事態措置実施地域、まん延防止等重点措置実施地域において、知事による新型コロナウイルス対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主（大企業のみ）

5月・6月：まん延防止等重点措置実施地域において、知事による新型コロナウイルス対策等特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主

(※2) 生産指標が最近3ヶ月の月平均で前（々）年同期比30%以上減少の全国の実業主

(※3) 大企業はシフト制労働者等のみ対象

(※4) 休業支援金の地域特例については月単位での適用とする

(例：5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置 → 5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象)

参照 URL：https://www.mhlw.go.jp/stf/r305cohokurei_00004.html

【厚生労働省より】

VOL.742
(2104—1)



〒541-0056
大阪市中央区久太郎町
1-9-26 LUCID SQUARE
SEMBA 5F
TEL:06-6264-6264
FAX:06-6264-6265
HP: <https://k-s-j.net/>
編集担当：木下・安曇・黒瀬

社長が入れる
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、
06-6264-6543 まで！

皆さんは普段どれくらい歩いていますか？私は、最近平日平均 2000 歩しか歩いていない事を知りました。これではまずいと思い、この前近所の公園を 30 分ほど走りました。マスクをしながらの運動はしんどかったですが、徐々に良いストレス発散になりました。これから定期的にランニングをしようと思います。(高橋)

4月 労務スケジュール

- ・新入社員 入社手続き
- ・昇給に伴う給与計算の基礎金額切り替えなど